⌒‥‥‥

〇6 つの対策
・火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
・火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10 年を目安に交換する。
・火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。
・火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使いかたを確認しておく。
・高齢者や身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
・防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

■電気ストーブ火災にご注意を！
住宅火災の火元として、令和 4 年（2022 年）に発生した火災では 1 位「電気器具」のほか、3 位「ストーブ」、4 位「こんろ」と身近な製品が続いています。
とくに電気ストーブは火を使わないため、火災が起こりにくいと思われがちですが、実は石油ストーブよりも多くの火災が発生しており、ストーブを原因とした火災の 70%以上を占めています。
「就寝中に寝返りを打った際、足元付近に置いていた衣類が電気ストーブに接触して出火。初期消火を試みたが消火できず、逃げ遅れて死亡した」とという事例や、「電気ストーブの近くで洋服を乾かしていたところ、温度が上がりすぎて洋服が焦げてしまい、とても危ない思いをした」との事例もあります。寝るときや、その場を離れるときは必ずスイッチを切りましょう。

■逃げ遅れを防ぐためには？
火災で亡くなる原因で最も多い「逃げ遅れ」を防ぎ、火災から命を守るために、熱や煙を感知して、火災の発生を警報音や音声で知らせる「住宅用火災警報器」が有効となります。設置が全ての住宅に義務付けられています。
令和元年（2019 年）から令和 3 年（2021 年）までの 3 年間で、住宅用火災警報器の設置効果を分析した結果、死者数、損害額は概ね半減、焼損床面積は約 6 割減となっています。
住宅用火災警報器を設置することで、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクを大幅に減少させることができます。

また、初期消火に役立つ住宅用消火器等を備えるとともに、火がついても燃え広がりにくい「防炎品」の利用を検討してください。

以上